

## 平成22年度外国（特許）出願支援事業費助成金 募集案内

財団法人千葉県産業振興センターでは、県内中小企業の国際競争力の向上及び経営基盤の強化を図るため、優れた技術等を有し、かつ、それらを外国において広く活用しようとする中小企業者の外国出願を支援するため、出願に要する費用の一部を助成する外国特許制度を設けたことから、制度利用を検討される中小企業の方、下記の要領及び応募様式を確認のうえ、ご応募ください。

※この助成金は、平成20年度まで千葉県が実施していた海外特許出願支援事業を基本的に引き継ぐ支援制度です。

### 募集要項

- 応募受付期間 **平成22年6月1日（火）～平成22年7月9日（金）午後5時必着**  
※郵送等の場合は、配達の手配で締切時間までに届かない場合がありますので、余裕をもってご準備ください。
- 応募資格 県内に主たる事業所を有する中小企業者またはそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）
- 助成対象経費 外国への特許出願経費  
※平成23年2月28日までに外国への直接出願または指定国への国内段階移行が完了するものに限りです。
- 助成金額 助成対象経費の2分の1以内で、1企業（1グループ）150万円を上限とします。  
※助成金交付にあたっては、審査委員会での審査結果等により、申請額を減額して交付決定することがあります。

### 助成事業の内容

#### 1 選考基準

- ①外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者であること
- ②助成を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること
- ③申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願（PCT出願を含む。）を行っている出願であって、年度内に外国特許庁への出願を行う予定があること
- ④国内の先行特許調査等からみて外国での特許権取得の可能性が否定されないと判断される出願であること

#### 2 助成対象経費

##### （1）助成対象経費

経費区分	内訳
外国特許庁への出願に要する経費	①外国特許庁への出願に要する経費 ②外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費 ③外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費 ④外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費 ⑤センター理事長が特に認める経費

※1 助成対象経費のうち、平成22年4月1日から平成23年2月28日までの間に契約等をし、かつ支出した経費が助成対象となります。

※2 外国語翻訳料は弁理士に委託しない場合も助成対象となります。

※3 日本国内における消費税及び地方消費税は助成対象外となります。

※4 共同出願の場合には、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた助成となります。

(2) 助成対象経費に認められない経費

経費区分	内訳
日本国特許庁への出願に要する経費	①国内出願に要する経費 ②PCT出願に要する経費 (国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等) ③国内出願、PCT出願に要する弁理士費用

3 補足条件

- ① 1企業（1グループ）1出願に限ります。
- ② 申請書提出時に、日本国特許庁に特許出願（PCT出願を含む。）を行っている必要があります。
- ③ ②に関する外国出願であれば、複数国への外国出願に要する費用も助成対象となります。  
※出願時期は、年度内であれば時期が異なっても（例：4月にアメリカ、10月に中国に出願）問題ありません。
- ④ 申請書実績報告の添付資料に外国特許庁への出願（PCT出願の指定国への国内移行を含む。）が完了したことを証する書類の写しがない場合には、助成対象となりません。
- ⑤ 助成金は、実績報告書を提出いただき、確認検査を実施した後、支出実績に基づき、交付決定額の範囲内でお支払いたします。（精算払いとなります）
- ⑥ 助成対象経費に関する帳簿及び全ての証拠書類については、事業終了後5年間保存するとともに、他の経理と明確に区分して保管ください。また本事業により出願した特許について、事業終了後5年間、特許の取得・活用状況についてセンターに報告いただきます。

●提出書類（各正本1部、副本1部）

- ・ 助成費用申請書（様式は下記のウェブページからダウンロードできます）
- ・ 登記簿謄本の写し（個人事業主：住民票の写し、事業協同組合等：定款及び組員名簿）
- ・ 直近1期分の決算書等写し（個人事業主：直近1期分の確定申告書の控え）
- ・ 法人又は個人事業主の場合、事業概要（パンフレットでも可）
- ・ 国内出願書類の写し
- ・ 外国出願依頼書又は外国出願書類（既に外国出願している場合）の写し
- ・ 外国出願に要する経費が確認できる見積書・契約書類（契約又は支払済みの場合）の写し
- ・ 外国特許出願に要する経費に関する資金計画及び先行（類似）技術調査の結果

●選考

センターに設置される委員会で選考のうえ、平成22年10月頃に採択企業を決定する予定です。

●応募方法

上記の提出書類を申込先に郵送又は持参してください。（郵送の場合は7月9日（金）までに必着のこと）

●申込先・問合せ先

財団法人千葉県産業振興センター 新事業支援部 産学連携推進室（担当：藤原）

〒261-7123 千葉市美浜区中瀬2-6 WBG マリブイースト 23 階

TEL 043-299-2653 E-mail pdd@ccjc-net.or.jp

Web <http://www.ccjc-net.or.jp> ※新着情報欄に表示されます